(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡小豆島町馬木字宮山甲四七、甲四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十三号

鳴門地標航空灯台の供用を廃止するので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　航空灯台　鳴門地標航空灯台

三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十四度九分五十六秒　東経百三十四度三十三分十九秒　徳島県鳴門市大麻町姫田久保の内十三番の二

四　供用廃止の予定期日　平成二十四年八月二十三日

○国土交通省告示第八百二十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

第四項の表女満別１８ＩＬＳの項中「女満別空港及びその周辺」を「女満別空港内」に改め、

ミドルマーカー	75	1
アウターマーカー	75	3

を削り、「平成10年11月５日から供用再開」を「平成24年８月23日から平成24年11月14日まで供用休止」に、同表新千歳０１ＲＩＬＳの項中「新千歳空港及びその周辺」を「新千歳空港内」に、「平成16年７月８日から供用再開」を「平成24年８月23日から平成24年12月12日まで供用休止」に、同表函館ＩＬＳの項中「函館空港及びその周辺」を「函館空港内」に改め、

○経済産業省告示第百七十一号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中１の⑵の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百号（小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十六日から施行する。

平成二十四年七月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

第四条第七号ロを次のように改める。

ロ　熱媒体として一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第四号に規定する不活性ガス（同項第二号に規定する毒性ガスを除く。）を用いたものであること。

を削り、「117°」を「116°」に改める。

ミドルマーカー	75	1

附　則

この告示は、平成二十四年八月二十三日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二条第十二号の二の座席の欄中「第八十号第二改訂版」を「第八十号第三改訂版」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－489号	仕切り電線貫通部（Ａ０級）	プラシールＮＦ－23（Ａ－０級）	日東化成工業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区播磨町１丁目24番24号
第Ｆ－490号	仕切り電線貫通部（Ａ60級）	プラシールＮＦ－23（Ａ－60級）	〃	〃

○国土交通省告示第八百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5089号	第二種紅色閃光灯	ＬＰＲＦ－８Ｒ	株式会社湘南工作所	東京都大田区大森西６丁目５番３号

○北陸地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十六日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号